令和２年２月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

令和２年２月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第　1　号	令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案	1
第　2　号	令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案	5
第　3　号	令和２年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案	7
第　4　号	令和２年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案	13
第　5　号	香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案	17
第　6　号	香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する条例議案	19
第　7　号	香川県広域水道企業団監査委員の事務局職員の旅費等に関する条例議案	20
第　8　号	香川県広域水道企業団議会の事務局職員の旅費等に関する条例議案	22
第　9　号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案	23
第　10　号	香川県広域水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例議案	33
第　11　号	香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例議案	35
第　12　号	香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案	36
第　13　号	香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案	38
第　14　号	香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案	40
第　15　号	公平委員会の事務の委託について	41

令和元年度補正予算

香川県広域水道企業団水道事業会計

（第　1　号）

第１号

令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

（総則）

第１条　令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和元年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（既定予定量）		（補正予定量）	（　計　）
（1）　給水戸数		417,137戸		851戸	417,988戸
（2）　年間総給水量		126,529,000㎥	△	1,218,013㎥	125,310,987㎥
（3）　１日平均給水量		345,707㎥	△	3,327㎥	342,380㎥
（4）　主な建設改良事業	広域水道施設整備事業	1,086,754千円		149,482千円	1,236,236千円
	経年施設更新整備事業	10,507,890千円	△	51,706千円	10,456,184千円

（収益的収入及び支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既定予定額）		（補正予定額）	（　計　）
収			**入**	
第１款　水道事業収益	24,685,467千円		915,738千円	25,601,205千円
第１項　営業収益	21,979,512千円	△	40,262千円	21,939,250千円
第２項　営業外収益	2,209,780千円		35,001千円	2,244,781千円
第３項　特別利益	496,175千円		920,999千円	1,417,174千円
支			**出**	
第１款　水道事業費用	22,804,502千円		750,558千円	23,555,060千円
第１項　営業費用	21,169,937千円		54,827千円	21,224,764千円

第２項　営業外費用	948,210千円	494,821千円	1,443,031千円
第３項　特別損失	636,355千円	200,910千円	837,265千円

（資本的収入及び支出の補正）

第４条　予算第４条中「11,313,214千円」を「12,394,945千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
収		入	
第１款　水道事業資本的収入	7,886,050千円	△ 1,309,138千円	6,576,912千円
第１項　企業債	4,894,100千円	△ 1,738,250千円	3,155,850千円
第２項　出資金	596,647千円	40,007千円	636,654千円
第３項　補助金	1,515,099千円	487,605千円	2,002,704千円
第４項　負担金	662,096千円	△ 52,318千円	609,778千円
第６項　固定資産売却代金	216,110千円	△ 46,182千円	169,928千円
支		出	
第１款　水道事業資本的支出	19,199,264千円	△ 227,407千円	18,971,857千円
第１項　建設改良費	15,468,161千円	△ 66,523千円	15,401,638千円
第２項　企業債償還金	3,492,444千円	3,059千円	3,495,503千円
第５項　補助金返還金	193,943千円	△ 193,943千円	0千円
第７項　出資金返還金	0千円	30,000千円	30,000千円

（債務負担行為の補正）

第５条　　予算第５条の債務負担行為の追加は、「別表　債務負担行為補正」による。

別表

債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
		千円
収納伝票集計用OCR機器整備事業	令和2年度	1,646
水源能力検討業務	令和2年度	8,800

（企業債の補正）

第６条　予算第６条の表限度額の欄中「4,894,100千円」を「3,155,850千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第７条　予算第８条中「（１）職員給与費4,269,632千円」を「（１）職員給与費4,198,471千円」に、「（２）交際費613千円」を「（２）交際費588千円」に改める。

（構成団体からの補助金の補正）

第８条　予算第９条中「273,681千円」を「277,794千円」に改める。

令和元年度補正予算

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計

（第　２　号）

第２号

令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案

（総則）

第１条　令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第２条　令和元年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（既定予定量）		（補正予定量）	（　　計　　）
（２）年間総給水量		21,387,000㎥		70,000㎥	21,457,000㎥
（３）１日平均給水量		58,436㎥		189㎥	58,625㎥
（４）主な建設改良事業	経年施設更新整備事業	621,392千円	△	37,031千円	584,361千円

（収益的収入及び支出の補正）

第３条　予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既定予定額）		（補正予定額）	（　　計　　）
収		**入**		
第１款　工業用水道事業収益	842,412千円	△	6,047千円	836,365千円
第１項　営業収益	790,457千円		6,348千円	796,805千円
第２項　営業外収益	51,955千円	△	12,395千円	39,560千円
支		**出**		
第１款　工業用水道事業費用	754,983千円	△	11,411千円	743,572千円
第１項　営業費用	729,041千円	△	36,869千円	692,172千円
第２項　営業外費用	20,942千円		25,458千円	46,400千円

（資本的収入及び支出の補正）

第４条　予算第４条中「369,755千円」を「500,193千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（　　計　　）
	収	入	
第１款　工業用水道事業資本的収入	510,000千円	△　174,115千円	335,885千円
第１項　企業債	510,000千円	△　211,600千円	298,400千円
第２項　補助金	0千円	27,200千円	27,200千円
第３項　固定資産売却代金	0千円	10,285千円	10,285千円
	支	出	
第１款　工業用水道事業資本的支出	879,755千円	△　43,677千円	836,078千円
第１項　建設改良費	641,850千円	△　43,677千円	598,173千円

（企業債の補正）

第５条　予算第６条の表限度額欄中「510,000千円」を「298,400千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第６条　予算第８条中「（１）職員給与費89,625千円」を「（１）職員給与費79,629千円」に改める。

令和２年度当初予算

香川県広域水道企業団水道事業会計

（第　３　号）

第３号

令和２年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

（総則）

第１条　令和２年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）給水戸数		425,054戸
（２）年間総給水量		124,485,103㎥
（３）１日平均給水量		341,055㎥
（４）主な建設改良事業	広域水道施設整備事業	1,794,292千円
	経年施設更新整備事業	10,436,600千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　水道事業収益	24,127,815千円
第１項　営業収益	21,895,867千円
第２項　営業外収益	2,231,891千円
第３項　特別利益	57千円

支出	
第１款　水道事業費用	22,869,396千円
第１項　営業費用	21,370,280千円

第２項　営業外費用	1,429,525千円
第３項　特別損失	19,591千円
第４項　予備費	50,000千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,877,092千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収入	
第１款　水道事業資本的収入	6,361,544千円
第１項　企業債	3,904,800千円
第２項　出資金	440,391千円
第３項　補助金	1,477,746千円
第４項　負担金	536,415千円
第５項　加入金	2,050千円
第６項　固定資産売却代金	142千円

支出	
第１款　水道事業資本的支出	20,238,636千円
第１項　建設改良費	16,349,150千円
第２項　企業債償還金	3,568,084千円
第３項　他団体借入金償還金	4,744千円
第４項　基金造成費	10千円
第５項　補助金返還金	276,648千円
第６項　予備費	40,000千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　　度　　額
		千円
口座振替とりまとめサービス委託	令和３年度～令和６年度	144,000
漏水修繕積算システム保守点検業務委託	令和３年度～令和６年度	6,000
肥土山浄水場更新工事	令和３年度～令和６年度	2,805,547
中部浄水場排水処理機械設備工事	令和３年度	199,000
中部浄水場排水処理電気設備工事	令和３年度	159,000
西部浄水系管路維持修繕工事	令和３年度	4,500
中部浄水系上工水管路維持修繕工事	令和３年度	4,000
綾川浄水系上工水管路維持修繕工事	令和３年度	4,000
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	令和３年度	2,200
東部浄水系管路維持修繕工事	令和３年度	18,000

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
西部浄水場電気・機械設備維持修繕工事	令和３年度	6,000
中部浄水場電気・機械設備維持修繕工事	令和３年度	2,800
綾川浄水場電気・機械設備維持修繕工事	令和３年度	7,000
東部浄水場電気・機械設備維持修繕工事	令和３年度	5,000

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
	千円		%	
建設改良事業	3,904,800	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）第１款水道事業費用のうち、第１項営業費用と第２項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費　4,252,688千円

（2）交際費　432千円

（構成団体からの補助金）

第９条　建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、133,538千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第10条　たな卸資産の購入限度額は、287,251千円と定める。

令和２年度当初予算

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計

（第　４　号）

第４号

令和２年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

（総則）

第１条　令和２年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）給水事業所数		38事業所
（２）年間総給水量		21,318,000㎥
（３）１日平均給水量		58,406㎥
（４）主な建設改良事業	経年施設更新整備事業	712,987千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　工業用水道事業収益	832,207千円
第１項　営業収益	797,300千円
第２項　営業外収益	34,907千円

支出	
第１款　工業用水道事業費用	781,343千円
第１項　営業費用	738,608千円
第２項　営業外費用	37,735千円
第３項　予備費	5,000千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額576,281千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　工業用水道事業資本的収入	370,000千円
第１項　企業債	370,000千円

支　　出

第１款　工業用水道事業資本的支出	946,281千円
第１項　建設改良費	730,359千円
第２項　企業債償還金	54,042千円
第３項　他団体借入金償還金	160,880千円
第４項　予備費	1,000千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　項	期　間	限　度　額
		千円
中部浄水場排水処理機械設備工事	令和３年度	101,000
中部浄水場排水処理電気設備工事	令和３年度	81,000
中部浄水系上工水管路維持修繕工事	令和３年度	4,000
綾川浄水系上工水管路維持修繕工事	令和３年度	5,000

事　　項	期　　間	限　度　額
中部浄水場電気・機械設備維持修繕工事	令和3年度	千円 600
綾川浄水場電気・機械設備維持修繕工事	令和3年度	1,500

（企業債）

第6条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
建設改良事業	千円 370,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	% 5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費　77,676千円

（たな卸資産購入限度額）

第9条　たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

予　算　外　議　案

（第５号～第 15 号）

第５号

香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例議案

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第３条第１項及び第２項並びに第７条第１項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第２９２号）第38条第４項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期を定めた採用）

第２条　企業長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

２　企業長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

（１）　当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

（２）　当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

（３）　当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

（４）　当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

（任期の更新）

第３条　企業長は、前条第１項又は第２項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が５年に満たない場合にあっては、あらかじめ当該職員の同意を得て、当該職員を採用した日から５年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

（特定任期付職員の給与の種類及び基準に関する特例）

第４条　企業長は、第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料については、給料表を設けるものとする。

２　企業長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

３　香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号。次項において「給与条例」という。）第３条から第６条まで、第８条、第14条から第16条まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

４　特定任期付職員に対する給与条例第２条第３項及び第18条の規定の適用については、同項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、同条第１項中「「管理職員」という。）」とあるのは「「管理職員」という。）又は香川県広域水道企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和２年香川県広域水道企業団条例第　号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

第６号

香川県広域水道企業団職員の退職管理に関する条例議案

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第２６１号。以下「法」という。）第38条の２第８項及び第38条の６第２項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第２条　法第38条の２第１項、第４項及び第５項の規定によるもののほか、再就職者（同条第１項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第８項の国家行政組織法（昭和23年法律第１２０号）第21条第１項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の５年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の２第１項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の５年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後２年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第３条　管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後２年間、営利企業（法第38条第１項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

第７号

香川県広域水道企業団監査委員の事務局職員の旅費等に関する条例議案

１　監査委員の事務局の職員の旅費（費用弁償として支給するものを含む。）、給与その他の身分取扱いに関しては、香川県広域水道企業団の企業職員の例による。

２　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部改正）

２　香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（支給対象） 第２条　略 （1）・（2）　略 ２　略 （費用弁償の額） 第５条　略 別表第１（第３条関係）	（支給対象） 第２条　次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償として旅費を支給する。 （1）・（2）　略 （3）　前２号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。） ２　略 （費用弁償の額） 第５条　特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表第２に定めるもののほか、費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。 ２　前項の規定にかかわらず、非常勤職員に係る費用弁償としての旅費の額は、企業長が定める額とする。 別表第１（第３条関係）

区　　分	報　　酬　　額
略	
附属機関の委員等	略

区　　分	報　　酬　　額
略	
附属機関の委員等	略
非常勤職員	企業長が定める額

（香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3　香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第２９２号。以下「法」という。）第38条第４項の規定に基づき、香川県広域水道企業団の企業職員（以下単に「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第２９２号。以下「法」という。）第38条第４項の規定に基づき、香川県広域水道企業団職員（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。

（規則への委任）

4　この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

第８号

香川県広域水道企業団議会の事務局職員の旅費等に関する条例議案

１　議会の事務局の職員の旅費（費用弁償として支給するものを含む。）、給与その他の身分取扱いに関しては、香川県広域水道企業団の企業職員の例による。

２　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

第９号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案

（香川県広域水道企業団職員定数条例の一部改正）

第１条　香川県広域水道企業団職員定数条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　企業長、議会及び監査委員の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時の職にある者を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。	（趣旨） 第１条　企業長、議会及び監査委員の事務部局の一般職の職員（臨時的任用職員を除く。）の定数については、この条例の定めるところによる。

（香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第２条　香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（人事行政の運営等の状況の公表） 第２条　略 （１）　職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況 （２）～（10）　略 ２　略	（人事行政の運営等の状況の公表） 第２条　企業長は、毎年９月末までに、前年度における次に掲げる事項の概要を公表しなければならない。 （１）　職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用の状況 （２）～（10）　略 ２　略

（香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第３条　香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

（休職の効果） 第６条　略 ２・３　略 ４　法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「３年を超えない」とあるのは、「法第22条の２第２項の規定により企業長が定める任期の」とする。	（休職の効果） 第６条　法第28条第２項第１号の規定に該当する場合における休職の期間は、３年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、企業長が定める。 ２・３　略

（香川県広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第４条　香川県広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（減給の効果） 第３条　減給は、１日以上６月以下の期間、給料の月額の10分の１以下に相当する額（規則で定める職員にあっては、規則で定める額）を、給与から減ずるものとする。	（減給の効果） 第３条　減給は、１日以上６月以下の期間、給料の月額の10分の１以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

（香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第５条　香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児休業をすることができない職員） 第２条　略 （１）・（２）　略 （３）　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）　任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 （イ）　その養育する子が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第５条の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、	（育児休業をすることができない職員） 第２条　法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）・（２）　略

更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ウ)　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ　第４条第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下この号及び同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの （法第２条第１項の条例で定める者） 第３条　略 （法第２条第１項の条例で定める日） 第４条　法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)　次号及び第３号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の１歳到達日 (2)　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数	（法第２条第１項の条例で定める者） 第３条　略

をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

（3）　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６か月到達日

ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（法第２条第１項の条例で定める場合）

第５条　法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。 （1）　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日において地方等育児休業をしている場合 （2）　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合	
（最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間） 第６条　略	（最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間） 第４条　略
（法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） 第７条　略	（法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） 第５条　法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
（1）　略 （2）　育児休業をしている職員が第９条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア・イ　略 （3）～（6）　略 （7）　第４条第３号に掲げる場合に該当すること又は第５条の規定に該当すること。 （8）　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。	（1）　略 （2）　育児休業をしている職員が第７条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア・イ　略 （3）～（6）　略
第８条　略	第６条　略
（育児休業の承認の取消事由） 第９条　略	（育児休業の承認の取消事由） 第７条　略
	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第８条　６月１日及び12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」

	という。）に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 ２　基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第10条　育児休業をした職員（規則で定める職員を除く。）が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。	（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整） 第９条　育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、事務局内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
第11条　略	第10条　略
（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第12条　略 （１）　育児短時間勤務（法第10条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第７条第１号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。 （２）　育児短時間勤務をしている職員が第15条第１号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第７条第２号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。 （３）・（４）　略 （５）　育児短時間勤務の承認が、第15条第２号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。 （６）・（７）　略	（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第11条　法第10条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （１）　育児短時間勤務（法第10条第１項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第５条第１号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。 （２）　育児短時間勤務をしている職員が第14条第１号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第５条第２号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。 （３）・（４）　略 （５）　育児短時間勤務の承認が、第14条第２号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。 （６）・（７）　略
第13条～第17条　略	第12条～第16条　略

（短時間勤務職員の任用に係る任期の更新） 第18条　略 （委任） 第19条　略	（短時間勤務職員の任用に係る任期の更新） 第17条　略 （部分休業をすることができない職員） 第18条　法第19条第１項の条例で定める職員は、育児短時間勤務をしている職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）とする。 （部分休業の承認） 第19条　部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 ２　企業管理規程で定める育児のための特別休暇又は同規程で定める介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第20条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第21条　第14条の規定は、部分休業について準用する。 （委任） 第22条　略

（香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第６条　香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与の種類） 第２条　企業職員で一般職に属する地方公務員（以下「職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。	（給与の種類） 第２条　企業職員で一般職に属する地方公務員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第２６１号）第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。以下同じ。）を除く。以下「職員」という。）の給与

２・３　略	は、給料及び手当とする。 ２・３　略
（管理職手当） 第４条　略	（管理職手当） 第４条　略
（扶養手当） 第６条　略	（扶養手当） 第６条　略
（住居手当） 第８条　略	（住居手当） 第８条　略
（単身赴任手当） 第10条　略	（単身赴任手当） 第10条　略
（特地勤務手当等） 第12条　略	（特地勤務手当等） 第12条　略
第13条　略	第13条　略
（管理職員特別勤務手当） 第18条　略	（管理職員特別勤務手当） 第18条　略
（期末手当） 第19条　略	（期末手当） 第19条　略
（勤勉手当） 第20条　略	（勤勉手当） 第20条　略
（災害派遣手当等） 第21条　略	（災害派遣手当等） 第21条　略
（退職手当） 第22条　退職手当は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第２６１号）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」とい	（退職手当） 第22条　退職手当は、職員が勤続期間６月以上で退職した場合又は勤続期間６月未満で次の各号に掲げる事由により退職した場合に、職員の勤続期間

う。）を除く。以下この項において同じ。）が勤続期間６月以上で退職した場合又は勤続期間６月未満で次の各号に掲げる事由により退職した場合に、職員の勤続期間に応じて支給する。

（1）～（4）　略

２　前項に定めるもののほか、退職手当は、地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲げる職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（特に勤務しないことが認められた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて６月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して支給する。

３～５　略

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第25条　略

（非常勤職員の給与）

第28条　略

（特定の職員についての適用除外）

第29条　略

２・３　略

４　第４条、第６条、第８条、第10条、第18条、第20条及び第21条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

５　第12条及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる職員には適用しない。

に応じて支給する。

（1）～（4）　略

２～４　略

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第25条　地方公務員の育児休業等に関する法律第２条第１項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

２　前項の職員のうち企業長が定める職員には、同項の規定にかかわらず、期末手当又は勤勉手当を支給する。

（非常勤職員の給与）

第28条　企業職員で職員以外のものの給与については、職員の給与との権衡を考慮して、企業長が定める。

（特定の職員についての適用除外）

第29条　第14条から第16条までの規定は、管理職手当を受給する職員には適用しない。

２　第５条、第６条、第８条及び第22条の規定は、地方公務員法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員には適用しない。

３　第５条、第６条、第８条、第10条及び第22条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第１項の規定により採用された職員には適用しない。

6　第19条の規定は、任期が６月未満の会計年度任用職員その他の者で企業長が定めるものには適用しない。	

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

第10号

香川県広域水道企業団監査委員条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団監査委員条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第５号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定期監査） 第３条　法第２９２条において準用する法第１９９条第４項の規定による監査は、毎会計年度１回行う。 ２　略	（定期監査） 第３条　法第１９９条第４項の規定による監査は、毎会計年度１回行う。 ２　略
（随時監査） 第４条　法第２９２条において準用する法第１９９条第２項、第５項若しくは第７項又は地方公営企業法（昭和27年法律第２９２号）第27条の２第１項の規定により、監査委員において必要があると認める場合において、監査を行うときは、監査を行う日前５日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。	（随時監査） 第４条　法第１９９条第２項、第５項若しくは第７項又は地方公営企業法（昭和27年法律第２９２号）第27条の２第１項の規定により、監査委員において必要があると認める場合において、監査を行うときは、監査を行う日前５日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。
（請求又は要求に基づく監査） 第５条　法第２９２条において準用する法第98条第２項、第１９９条第６項若しくは第７項若しくは第２４２条第１項又は地方公営企業法第27条の２第１項若しくは同法第34条において準用する法第２４３条の２の２第３項の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して７日以内に着手しなければならない。 ２　前項の監査を行うときは、監査を行う日前５日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。	（請求又は要求に基づく監査等） 第５条　法第98条第２項、第１９９条第６項若しくは第７項若しくは第２４２条第１項又は地方公営企業法第27条の２第１項若しくは同法第34条において準用する法第２４３条の２第３項の規定により監査又は検査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して７日以内に着手しなければならない。 ２　前項の監査又は検査を行うときは、監査又は検査を行う日前５日までにその期日を企業長に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。
（出納検査） 第６条　法第２９２条において準用する法第２３５条の２第１項の規定による検査は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その翌日）に行う。	（出納検査） 第６条　法第２３５条の２第１項の規定による検査は、毎月25日（その日が休日に当たるときは、その翌日）に行う。

２　略 （決算審査等） 第７条　法第２９２条において準用する法第２４１条第５項、地方公営企業法第30条第２項又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定による審査は、その付された日の翌日から起算して７日以内に着手しなければならない。	２　略 （決算審査等） 第７条　法第２４１条第５項、地方公営企業法第30条第２項又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定による審査は、その付された日の翌日から起算して７日以内に着手しなければならない。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

第11号

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（料金） 第９条　略	（料金） 第９条　水道料金（基本料金及び超過料金をいう。以下「料金」という。）の料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1）・（2）　略 ２～４　略
（延滞金の徴収） 第11条　使用者が料金を納期日までに納入しない場合において、企業長が期日を指定して督促してもなお納入しないときは、指定した期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納額につき<u>当該指定した期日の翌日における民法（明治29年法律第89号）第４０４条に定める法定利率</u>で計算した延滞金を徴収する。 ２　略	（延滞金の徴収） 第11条　使用者が料金を納期日までに納入しない場合において、企業長が期日を指定して督促してもなお納入しないときは、指定した期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、未納額につき<u>年14.5パーセントの割合</u>で計算した延滞金を徴収する。 ２　前項に定める延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

附　則

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和２年３月30日までに香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例第11条第１項に規定する指定した期日が到来した場合における同条例第９条第１項に規定する料金の支払を受ける権利に係る延滞金の利率については、改正後の第11条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第12号

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第６号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第１

改正後	改正前
（通勤手当等） 第４条　略 ２　略 ３　前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>１００分の１７２．５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略	（通勤手当等） 第４条　略 ２　略 ３　前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>１００分の１６７．５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略

第２

改正後	改正前
（通勤手当等） 第４条　略 ２　略 ３　前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>１００分の１７０</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略	（通勤手当等） 第４条　略 ２　略 ３　前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>１００分の１７２．５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第２の表の改正部分は、令和２年４月１日から施行する。

２　第１の表の改正部分による改正後の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第４条第３項の規定は、令和元年12月１日から適用する。

（期末手当の内払）

3　改正後の条例第４条第３項の規定を適用する場合においては、第１の表の改正部分による改正前の香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

第13号

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料表） 第３条　給料については、職員の職務の種類に応じ、企業長は必要な種類の給料表を設けるものとする。 ２・３　略	（給料表） 第３条　給料については、職員の職務の種類に応じ、企業長は必要な種類の給料表を設けることができる。 ２・３　略
（扶養手当） 第６条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項各号（第２号を除く。）のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業長が定める管理又は監督の地位にある職員に対しては、支給しない。 ２　前項本文の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （１）　略 （２）　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子 （３）　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫 （４）　略 （５）　略 （６）　略	（扶養手当） 第６条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。 ２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 （１）　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） （２）　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子及び孫 （３）　60歳以上の父母及び祖父母 （４）　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹 （５）　重度心身障害者
（地域手当） 第７条　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して企業長が定める地域に在勤している職員に対して支給する。	（地域手当） 第７条　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して企業長が定める地域に所在する公署に在勤している職員に対して支給する。
（労働組合のための職員の行為の制限の特例） 第30条　職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、労働	（労働組合のための職員の行為の制限の特例） 第30条　職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、労働

組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律第５条第１項の労働組合をいう。）のためその業務を行い、又は活動することができる。 （1）・（2）　略	組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第２８９号）第５条第１項の労働組合をいう。）のためその業務を行い、又は活動することができる。 （1）・（2）　略

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

第14号

香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団個人情報保護条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第３号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（適用除外） 第54条　略 ２　略 （１）　略 （２）　漁業法（昭和24年法律第２６７号）<u>第１１７条第１項</u>に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報 （３）　略	（適用除外） 第54条　略 ２　第２章第３節から第７節までの規定は、次に掲げる個人情報又は保有個人情報については、適用しない。 （１）　略 （２）　漁業法（昭和24年法律第２６７号）<u>第50条第１項</u>に規定する免許漁業原簿に記録されている保有個人情報 （３）　略

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。

第15号

公平委員会の事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第１項の規定により、香川県広域水道企業団は、香川県に、公平委員会の事務を次の規約により委託する。

記

香川県広域水道企業団と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第１条　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第７条第４項の規定に基づき、香川県広域水道企業団（以下「甲」という。）は、法律に基づき公平委員会の権限に属せしめられた事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第２条　乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第３条　この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附　則

この規約は、甲及び乙が告示した日から施行する。